

しょうがい
障害の
ある人もない人も
ともに歩み
幸せに
暮らすための
茨城県づくり条例

いばらきけんしょうがいしゃさべつそうだんしつ せっち
茨城県障害者差別相談室を設置しております

こま せんもん そうだんいん たいおう
◆困ったときは専門の相談員が対応します◆

☎029-246-6049

FAX=029-246-6048

メール=s-sohdan@bz04.plala.or.jp
うけつけじかん げつようび きんようび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
受付時間=月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)
しゅわつうやくどう ひつよう ばあい らいしつまえ そうだん にっていちようせい うえ たいおういた
手話通訳等が必要な場合には、来室前にご相談ください。日程調整の上、対応致します。

ちよくせつ らいほう そうだん う つ
◆直接ご来訪でのご相談も受け付けております◆

ばしよ みとしせんばちよう
場所=〒310-0851 水戸市千波町1918
いばらきけんそうごうふくしかいかん かい
茨城県総合福祉会館2階

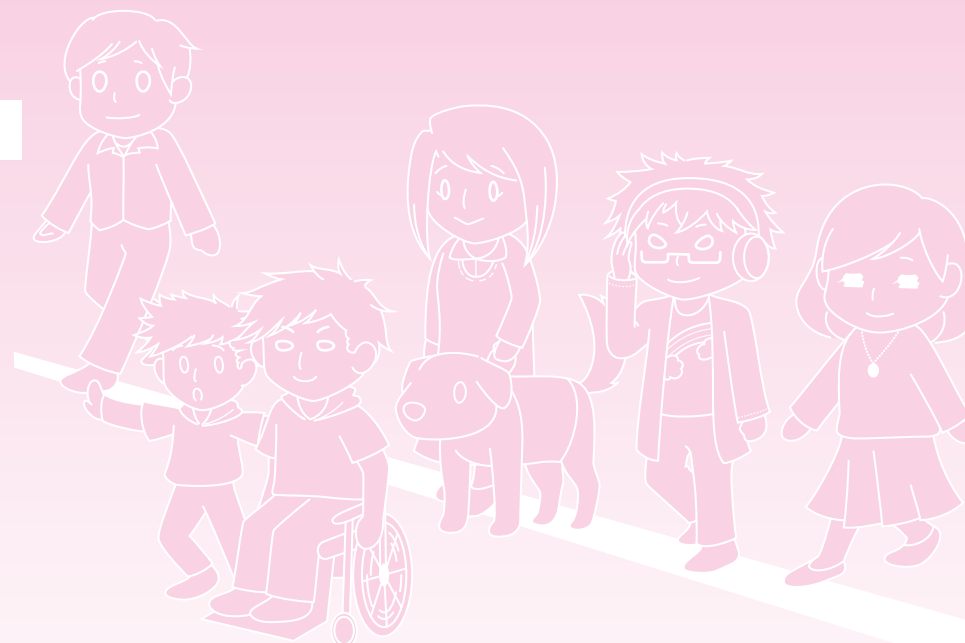
ちゅうしやじやうだいすう かぎ こうきょうこうつうきかん
駐車場台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関を
ご利用下さい。

こうきょうこうつうきかん りよう ばあい
〈公共交通機関をご利用の場合〉

みとえききたぐち ばんの ば かんとうてつどう やく ふん
JR水戸駅北口6番乗り場より、関東鉄道バスで約20分
けんふくしかいかんまえ けしや
「県福祉会館前」下車

しょうがい りゆう さべつ かん そうだんじれいしゅう
障害を理由とした差別に関する相談事例集

ともに
あゆむために



障害を理由とした差別に関する相談事例集

本県では、平成27年4月から「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（障害者権利条例）」が施行されており、平成28年4月からは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」も施行されました。

この条例により、障害を理由とした差別を解消するための体制として「障害者差別相談室」が設置され、差別に関する相談対応や、情報提供、関係者間の調整などを実施しています。

条例施行後からこれまでに、差別相談室への相談もたくさん寄せられました。

障害を理由とした差別とはどのようなものか、どのような事が原因であったのかなど、各ケースをご覧ください少し考えてみましょう。

※ 対応・結果については、具体的な場面や状況、障害の程度などさまざまな要因により、両者の対話の中から導き出されるものであるため、個々のケースにより判断が異なりますのでご注意ください。

※ 各ケースについては、例であり実際にあった相談内容とは異なる場合があります。



平成31年3月

作成：茨城県保健福祉部障害福祉課

目次 -index-

しょうがいしゃさべつかいしょうぼうしょうがいしゃけんりじょうれい

1 障害者差別解消法・障害者権利条例とは・・・・・・・・・・ 3

せいでがいよう さべつてきと あつか きんし ごうりてきはいりよ ていきよう

①制度の概要 ②不当な差別的取り扱いの禁止 ③合理的配慮の提供

しゃかいてきしょうへき

④社会的障壁

しょうがい りゆう さべつ かん そうだんじれいしゅう

2 障害を理由とした差別に関する相談事例集

CASE 1 まどぐち たいおう 5

CASE 2 まちあしつ の 呼び出しについて・・・・・・・・・・ 6

CASE 3 いんしょくてん にゆうてんきょひ 7

CASE 4 にゆうよくしせつ りようきょひ 8

CASE 5 ふさいようじ しょうがい りゆう せいとう りゆう 9

CASE 6 しゅうがくりょこう ほごしや どうこう 10

CASE 7 にゆうがくしけん がんしゅうけききょひ 11

CASE 8 こんざつじ せつめいほうほう 12

CASE 9 ちんたい てつづ 13

CASE 10 ひなん としき ゆうどうしえん 14

CASE 11 はたら かんきよう はいりよ 15

❖ 「性」の多様性について考えてみてください・・・・・・・・・・ 16

❖ どんなことでも相談してください・・・・・・・・・・ 17

しょうがいしゃさべつかいしょうぼうしょうがいしゃけんりじょうれい こうしはけん

❖ 障害者差別解消法・障害者権利条例の講師派遣・・・・・・・・・・ 18

しょうがいしや かん とう

3 障害者に関するマーク等・・・・・・・・・・ 19

しょうがいしや しんたいしょうがいしやひようしき ちょうかくしょうがいしやひようしき

①障害者シンボルマーク ②身体障害者標識 ③聴覚障害者標識

もうじん みみ

④盲人シンボルマーク ⑤耳マーク ⑥ほじょ犬マーク

⑦オストメイトマーク ⑧ハートプラスマーク

しょうがいしやこうしえん

⑨障害者雇用支援マーク ⑩ヘルプマーク

しょうがいしやさべつかいしょうぼうしょうがいしやけんりじょうれい

「障害者差別解消法」「障害者権利条例」

かん かんけいきかん

に関する関係機関・・・・・・・・・・21

障害者差別解消法・障害者権利条例とは

制度の概要

障害者差別解消法・障害者権利条例は、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いの個性と人格を尊重し、支え合う社会をつくるために定められました。

この法律・条例は、「障害者に対する不当な差別的取扱い」及び「合理的な配慮の不提供」を差別と規定し、行政機関及び事業者に対し、それぞれの立場において差別解消に取り組むことを促しています。

不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、条件を付け、制限することなどにより、障害者の権利利益を侵害することが、障害を理由とした不当な差別に当たります。

飲食店などで



車いすで(盲導犬を連れて)レストランや飲食店に入ろうとしたら、断られた。

入会窓口などで



スポーツクラブやカルチャーセンターに入会を申し込んだ。障害があることを伝えたら、そのことを理由に入会を断られた。

合理的配慮の提供

合理的配慮とは、障害のある人から、社会的障壁(社会の中にあるバリア)を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた場合、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。

駅などで



駅でどの電車に乗れば目的地に行けるか尋ねたが、わかりやすく説明してもらえなかった。

避難所などで



災害時の緊急案内が音声でしか提供されなかったため、どうすればよいのかわからなかった。

～社会的障壁を取り除くために～

社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会の仕組み(事物、制度等)を指します。社会的障壁に気づくことができれば、それを取り除くための具体的な行動を引き起こすことができます。自身の周囲に気を配り、多様な人々の困りごとを察知できる力を養いましょう。

- ① 社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② 制度(利用しにくい制度など)
- ③ 慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ 観念(障害のある方への偏見など)



例 街中の段差
3cm程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 ホームページ
すべてが画像だと読み上げソフトは機能しません。

ケース 1

窓口での対応について

- 知的障害のあるEさんは、ある日、福祉サービスの利用申請をするために市役所へ行きました。
- 市役所に着いたものの、申請する場所が分からなかったため、総合窓口の方に聞いたところ、詳しく説明してくれました。
また、必要な窓口まで案内もしてくれました。
- 窓口で順番を待ったあと、担当者へ利用したいサービスを伝えたところ、申請に必要な書類の説明をされました。専門的な書類で、複雑なものが多く、理解することができなかったため聞き直しましたが、担当の方からわかりやすい言葉での説明をしてもらえず、利用を諦めることにしました。

問題点 担当者は、Eさんに知的障害があることを分かっているが、丁寧な説明を行いませんでした。また、これにより、Eさんが本来受けられるはずの福祉サービスを受けることができませんでした。

相談室から・・・

- 障害のある人から求められた内容が、本来の業務に伴うものであって、実施することが過重な負担でない場合は、合理的配慮を提供する必要があります。
- 今回のケースでは、ゆっくり分かりやすく説明し、どこが分からないか確認したうえで、説明する事ができていれば、問題とならなかったと考えられます。

ケース 2

待合室での呼び出しについて

- 精神障害（及び発達障害）のあるBさんとご家族は、医療機関で受診するため、待合室で待っていましたが、その日は、受診者がとても多く、待ち時間が大変長くなっていました。
- Bさんは、どのくらい待てば良いか理解できない不安から、落ち着きがなくなり、騒ぐようになってしまいました。
- このことから、ご家族はBさんが落ち着けるように別室を用意して貰えないかお願いしました。しかし、その医療機関には空いている部屋がなく、用意することは出来ない状況でした。
- そこで、医療機関は、用意することが出来ない理由をご家族に丁寧に説明し理解を得ました。また、診察の順番が来たら電話で知らせるので、車で待っていただいても良いことを併せて伝えました。

問題点 精神障害、発達障害という特性を理解したうえでの合理的配慮を実施したケースです。ご家族からは、別室の提供を希望されましたが、替わりの案を伝え、納得して頂いた好い事例です。

相談室から・・・

- ご家族からの提案は実現できない事を説明し、納得いただいたうえで、その代替措置を提案することはとても大切な事です。
- 今回のケースでは、車で待っていただくことになりましたが、診察の順番を早めるということも、合理的配慮の提供となります。
合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて、手段・対応は異なりますので、まずは、両者でゆっくり丁寧に話し合うことを第一に考えましょう。

ケース 3

飲食店への入店拒否について

- 視覚障害のあるAさんは、盲導犬を連れて外出していました。喉が渴いたので、喫茶店に入ったところ、店員から「犬と一緒にでは入店できませんので、店の外の席で飲むようにお願いします。」と案内され、店内での利用は拒否されてしまいました。
 - 納得のいかなかったAさんは、店や法人本部にも問い合わせ、事情を訴えるとともに、「障害者権利条例」に基づき設置されている「障害者差別相談室」からも、盲導犬の同行を差別しないよう店側に指導してほしいと相談がありました。
- そこで、相談員が店を訪問し、盲導犬の同行に対する扱いについて説明し、同様のことが起こらない様、お願いをしました。

問題点 盲導犬の同伴を理由として入店を拒否された「不当な差別的取扱い」を受けたケースです。身体障害者補助犬法では「同伴することを拒んではならない。」と規定されています。

相談室から・・・

- このケースは、店のルールにより障害者の入店を拒否したものでなく、アルバイト店員への教育不足のために、発生した問題でしたので、店側が店長以下全店員に対応マニュアルの周知を徹底しました。
 - 入店できない正当な理由がある場合は、その理由について「少し詳しく」説明し理解を得ることが大切です。
- 代替措置を検討できる場合は、方法について話し合しましょう。
- (例：満員である、店が狭く車いすが入れないので車いすを降りて椅子に座ってもらえるかなど)

ケース 4

入浴施設の利用拒否について

- ストーマ装具の装着をしている内部障害のあるRさんは、トレーニングをするため、スポーツジムの会員になっています。
 - ある日、トレーニングをした後、汗を流すため、入浴してから帰ろうと思ったところ、ジムの担当者から「それを付けている方は、お風呂を汚してしまうかもしれないので、入浴しないで欲しい。」と言われてしまいました。
 - 説明をしましたが、担当者は「聞いた事もない。」と言い、理解してもらえず、入浴することはできませんでした。
- ※ストーマとは
消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排泄するために増設された排泄口のこと。ストーマを持つ人をオストメイトと呼ぶ。

問題点 ストーマ装具の使用が衛生的に問題ないことなど、ストーマに対する理解不足から発生した「不当な差別的取扱い」を受けたケースです。

相談室から・・・

- ストーマ装具装着者であっても、ストーマ装具自体は清潔であり入浴は衛生上も問題ないことをスポーツジムに説明し、スポーツジムでの入浴ができることになりました。
 - 障害は種類が多くすべてを理解する事は難しいですが、障害のある人から説明があった際には、上司に確認するなどの対応をしてみてはいかがでしょうか。
- 今回のケースであれば、問題にならなかったはずですが。

ケース 5

不採用時の障害を理由とした正当な理由

- 就職活動中で身体障害のあるAさんは、店頭でバスの運転手募集のチラシを見つけ、働いてみたいと感じ、面接の申し込みをしました。
- 面接を実施したところ、障害があることを理由に断られました。会社からは、断った理由として「Aさんは下肢に障害があり、現在では運転できるバスがありません。そのため、今回は不採用とさせていただきます。」との説明があり、Aさんはその理由に納得したため、今回の会社への就職は諦めることにしました。

問題点 事業者が、事業主の立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別は「障害者雇用促進法」で禁止されています。なお、今回のケースは「正当な理由」があったために、障害のある方からの求めを断ったケースです。

相談室から・・・

- 「正当な理由」により断る場合は、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、やむを得ないと言える場合です。また、障害のある方にその理由を説明し、理解を得ることが重要です。
- 採用後に障害者であることを知った場合でも、障害の種類や程度、本人の希望などから、本人の能力に合った業務への変更を検討するなどの配慮が求められます。話し合いの際には、障害に詳しい支援機関に相談することも検討してみてください。

ケース 6

修学旅行への保護者同行について

- 中学生の保護者Kさんと、身体障害のあるお子さんは、学校行事である修学旅行に参加することを楽しみにしていました。
- 修学旅行の日が近づいたある日、教育委員会や学校から、修学旅行に参加するためには、医療的なケアができる支援員や保護者が同行することを求められました。また、その費用を保護者が負担するよう求められました。
- Kさんは、自分達だけが多くの負担を強いられるのは納得がいかず、教育委員会や学校と多くの話し合う場を設け、具体的な対応策を話し合いました。
- 話し合いの結果、保護者は同行しないこととなり、また、医療的ケアができる支援員は、全額公費負担で修学旅行に参加できることになりました。

問題点 障害児に対する、家族の考えている「安全」と学校側が考えている「安全」の違いから発生したケースであり、医療機関とも連携して対処する必要があります。

相談室から・・・

- 医療的ケアが想定される場合には、専門医の助言や日頃支援している方からのアドバイスが重要です。また、体調の急変を想定して、旅行先の医療機関に連絡しておくなど、事前に準備しておくことが重要になります。
- 今回のようなケースのみでなく、合理的配慮の提供に当たっては、両者の話し合いがとても重要なことです。その結果から、配慮すべき内容を検討してください。

ケース 7

入学試験の願書受付拒否について

- 身体障害のあるお子さんの保護者Sさんは、今年度高校受験をするため、お子さんと私立高校の入学説明会に参加し、障害があっても入学は可能ということを確認し、お子さんは受験に向け、勉強に取り組んでいました。
- ところが、願書の受付時期になると、障害を理由に受付を拒否されてしまいました。学校からは、「教員不足や災害時の支援体制、施設の不備などから、問題なく学校生活を送ることができるか不安である。」との説明でした。
- Sさんは、障害者差別相談室に対し、学校に合理的配慮を行うよう説明して欲しいと相談しました。
- そこで、相談員と学校との話し合いの結果、学校は理解を示し、受験することができました。

問題点 学校では、以前にも障害児を受け入れていましたが、今回の症状のケースの障害児を受け入れた前例がないため、受付を拒否してしまったとのことでした。このような場合、障害の程度説明など、両者の話し合いが何よりも大切です。

相談室から・・・

- 入学説明会後に障害の程度について、学校と詳細な打合せを持つことができれば、このケースは問題にはならなかったと思われます。また、在学している中学校に協力を依頼しても良いでしょう。
 - 学校側の配慮はもちろん必要ですが、ご家族の方も、障害の程度や、どの程度の支援が必要か、どのような症状が想定されるかなど、細やかな説明をする必要があります。
- そのためにも、話し合いの場を持つことが重要です。

ケース 8

バスの混雑時における説明方法について

- 電動車いすを利用しているKさんは、空港へ向かうため、いつも利用しているバスに乗車しようとしたところ、その日のバスは、外国人観光客がキャリーバックを持って、大勢乗車していました。
- 電動車いす利用者であるKさんが乗車するスペースはなく、このバスには乗ることができない様子でした。
- Kさんは、運転手に乗車できないか確認したところ、バスの内部の様子を確認した運転手は「外国人に場所を空けてもらいたいが、言葉が通じないので違うバスに乗って欲しい。」と、Kさんの付き添いの人に伝えました。
- Kさんは、付き添いの人からバスに乗れない理由を聞き、その時点では了承しましたが、なんだか納得できませんでした。

問題点 満員の場合は、障害の有無に関わらずバスに乗れない時があります。今回のケースでは、その説明をKさん本人でなく、付き添いの方のみへ説明したことが問題でした。

相談室から・・・

- 「障害のある人には話しが通じない。」など、障害者に対する誤った思い込みから、問題となることがあります。障害の程度は人それぞれですので、何かを伝える時は、まずは、本人へ話をしよう心掛けてください。
- 説明した後でも回答が得られない場合には、付き添いの方などへ相談し、同意を得るよう努めてください。

ケース 9

アパート賃貸の手続きについて

- 身体障害のあるEさんは、地域移行支援により1人暮らしを始めました。
 - 自分の住みたい所に、素敵なアパートがあったので、さっそく不動産会社を訪れ、入居の手続きを始めることにしました。
 - 不動産会社では、家賃が必ず支払われるように、入居する全ての方に、保証会社への加入を義務づけていました。
- もちろん、Eさんも保証会社への加入が必要です。
- 保証会社へ加入するには、その会社の審査に合格する必要がありますが、Eさんはその審査に落ちてしまいました。もしかしたら、障害者だから差別され、落とされたのではないかという不信感を持ってしまいました。

問題点 Eさんが「障害があるから審査に落ちたのではないか」と疑問をもったケースです。一般的に保証会社の結果に対する理由は公表されないとのことですので理由は不明ですが、今回のケースでは、Eさんの収入に対し家賃が高額であったため、審査で落ちてしまったと考えられます。

相談室から・・・

- 障害を理由に、入居を拒否することや、説明もない場合は「不当な差別的取扱い」に該当する場合があります。賃貸物件の規模や設備の配置上、入居が不可能な場合は、丁寧に理由を説明することが大切です。
- 保証に関する審査などでは、家族や関係者のサポート体制が証明できれば審査が通るケースもあるとのことなので、詳しく話し合える場を設けることも大切です。

ケース 10

避難する時の誘導支援について

- 聴覚障害のあるNさんは、音をまったく聞く事ができません。ある日、買い物のため近所のデパートに外出したところ、そのデパートで火災が起きてしまいました。
- デパートでは、火災発生を知らせる放送や、職員による避難誘導が行われていましたが、Nさんには何が起きているのか分かりませんでした。Nさんは、周りの人が慌てている様子から、何か発生したのだと感じ、通り過ぎる人に声をかけて、筆談で今の状況について教えて欲しいと求めましたが、求めには応じて貰えませんでした。
- 困っている様子のNさんに気付いてくれた人が、Nさんの肩をたたき、今の状況を簡単に筆談で教え、フロアの地図を利用し道案内したうえで、避難場所まで誘導してくれました。この人のおかげでNさんは無事避難することができました。

問題点 施設からの災害情報を音声のみに頼っていたため、聴覚障害のある人に情報が伝わらなかったケースです。情報の発信方法について、検討する必要があります。

相談室から・・・

- 電光掲示板や文字で状況を示せる設備の設置を検討することが求められます。また、避難所では災害の状況を的確に判断するのが困難なため、絵、図、文字などを組み合わせるなど、解りやすい言葉で状況を説明し、トイレの位置などを伝える必要があります。
 - 災害時などにおいては、どうすれば良いか分からない人や、思うように行動に移せない場合があります。
- 障害者本人からの意思の表明の有無に関わらず、自主的な支援を心がけましょう。

ケース 11

働く環境の配慮について

- 精神障害のあるMさんは障害者雇用枠でファミリーレストランのホールウェイターとして働き出して1年が経過しました。最近ホールの責任者が変わり、障害に対しての理解や配慮の無い対応を受けるようになってしまいました。
- Mさんは体力が無く、長時間の勤務は困難なこと、睡眠障害もあるため早番の勤務が難しいということで医師の診断書を提出していました。それにもかかわらず理解が得られず、早番の勤務を命じられたり、疲れからのミスをすると罵声を浴びせられたりするようになっていました。
- 職場の上司支配人に改善を求めたところ、対応を検討してくれることになりました。対応方針について、差別相談室に助言を求める依頼がありました。

問題点 Mさんは精神的な障害があり、採用時には自分の障害のことを伝え、配慮してもらっていましたが、現場の責任者が変わったことにより、今までしてもらっていた配慮をしもらえなくなりました。

相談室から・・・

- 今回のケースは、精神障害をもった方が職場での勤務を続けるに当たり、職場の管理者が、障害者差別解消法等の制度や合理的配慮の内容を相談室と一緒に確認し、対応を考えたケースです。「シフトを体調に合わせて柔軟に組む」、「本人の状況に応じて業務量を調整する」等の配慮に努めることとなり、Mさんは就労の継続が可能になりました。

※「性」の多様性について考えてみてください

- 「からだの性（生物学的な性）」と「こころの性（性自認）」が一致しないために、自分自身で違和感を感じたり、悩んだりしている方がいます。
- Aさんは、戸籍上は女性ですが、子どもの頃から自分のからだと性別に違和感を持っていました。
- Aさんが大人になり、医療機関で受診したところ、医師からは「性同一性障害」と診断されました。
- Aさんは、職場の上司に相談し、男性用施設（更衣室等）を使用したいと申し出ましたが、使用させてもらえず、精神的な苦痛を受けていました。

- 問題点**
- 性同一性障害についての理解不足により、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、差別されたりする方がいます。
 - Aさんの上司（職場）は、相談を受けたにもかかわらず性同一性障害に対する理解がなかったため、Aさんを苦しめたケースです。

相談室から・・・

- 自身の性別と性自認に違和感のある方（性同一性障害者を含む）や様々な性的指向の方々は、「性的マイノリティ（性的少数者）」と呼ばれています。
- L：女性の同性愛者（Lesbian レズビアン）
- G：男性の同性愛者（Gay ゲイ）
- B：両性愛者（Bisexual バイセクシュアル）
- T：心の性と体の性の不一致（Transgender トランスジェンダー）
- こうした性的マイノリティ（性的少数者）の方々に対する偏見や差別をなくし、性の多様性について理解を深めることが大切です。

どんな事でもお話し下さい。
茨城県障害者差別相談室がご相談にのります。

茨城県では、障害を理由とした差別を解消する為に、「茨城県障害者差別相談室」を設置しています。
専門の相談員が皆様のもとに伺い、差別に関する相談にのらせていただきます。
相談頂いた際のプライバシーは守られますので、安心してご相談ください。
また、本人だけでなく、ご家族などの相談も承ります。

ひとりで悩んでいませんか？



【茨城県障害者差別相談室】

- 所在地：茨城県総合福祉会館2階（水戸市千波町1918）
- 相談員：3名
- 受付時間：午前9時から午後5時まで（月曜日から金曜日まで）
- 電話：029-246-6049 FAX:029-246-6048
- メール：s-sohdan@bz04.plala.or.jp

「障害者差別解消法・障害者権利条例」
について説明させていただきます！

県では、県民一人ひとりのみなさまに、「障害者差別解消法」、「障害者権利条例」についてご理解いただくため、各種の研修会などで説明させていただく「講師等派遣」に取り組んでいます。みなさまの職場研修や学習会などにどうぞ活用ください。

- 講師等派遣の概要
 - 派遣講師等 県保健福祉部障害福祉課の担当職員や相談員を派遣します。
 - 講義時間 ご依頼者様のご都合の時間で対応いたします。（30分～60分程度）
 - 講義内容 障害者差別解消法や障害者権利条例、さらに具体的な相談事例や合理的配慮など幅広く説明いたします。
 - 派遣対象 県内に所在する企業、行政機関、団体の方等（任意のサークルも含む）
 - 派遣経費 無料です。（講師等の人件費及び旅費は、県が負担します。）

- 派遣の申込等
 - 申込先 電話、メール等により下記連絡先まで、お申し込みください。
【提出・問い合わせ先】
茨城県保健福祉部障害福祉課企画グループ
住所：〒310-8555 水戸市笠原町978番6
TEL:029-301-3357
FAX:029-301-3370
E-mail: shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp
 - 派遣決定 担当職員等の日程調整を行ったうえで、ご依頼者様あて連絡致します。
 - ご不明な点等がございましたら、お気軽に上記お問い合わせ先まで御連絡ください。



障害者に関するマークをご存知ですか

障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを表す世界共通のシンボルマークです。



身体障害者標識（身体障害者マーク）

肢体不自由の方（免許条件）が運転する車に表示するマークです（努力義務）。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。



ハートプラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表すマークです。



聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障害の方（免許条件）が運転する車に表示するマークです。



盲人のための国際シンボルマーク

信号機など視覚障害者の安全やバリアフリーの建物、設備などに付けられた、盲人のためのマークです。



障害者雇用支援マーク

障害者の在宅就労支援や障害者就労支援を認めた企業等に対して付与する認証マークです。



ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方（聴覚障害、内部障害等）が、周囲の方に配慮等を必要としていることを知らせることができるマークです。



耳マーク

聞こえない方や聞こえにくい方への配慮を表すマークです。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。



障害のある人に配慮した施設であることや、それぞれの身体状況について分かりやすく表示するため、様々なマークや表示があります。マークの意味を正しく理解し、思いやりのある行動をお願い致します。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがいしゃけんりじょうれい かん かんけいきかん
【「障害者差別解消法」,「障害者権利条例」に関する関係機関】

ないかくふ
○ 内閣府

(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>)

ごうりてきはいりょうぐたいれい しゅう ごうりてきはいりょう
合理的配慮等具体例データ集「合理的配慮サーチ」

(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>)

こうせいろうどうしょう
○ 厚生労働省

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/index.html)

いばらきけんほけんふくしふしょうがいふくしか
○ 茨城県保健福祉部障害福祉課

(<http://www.pref.ibaraki.jp/kurasu/fukushi-kosodate/shogaisha/index.html>)

いばらき しょうがい ひと けんりじょうれい かい
○ 茨城に障害のある人の権利条例をつくる会

(<http://www.honyara.jp/ibakentsu/index.html>)



※ この小冊子を受け取った日を記録しておきましょう！

しゅとくねんがっぴ 取得年月日	20	ねん 年	がつ 月	にち 日
がっこうめい 学校名 (しょぞく 所 属)				
しめい 氏 名				



多機能型事業所
Zero Point
デザイン室

〒302-0105
茨城県守谷市薬師台1-13-1
(TEL) 0297-21-7118

この冊子は「多機能型事業所 Zero Point」で作成しました」